

道宗すなわち第六代（八代皇帝の世に、最も盛況であったという。

11 遼代、民戸が寺院に贈られた事例は、註6に掲げた論考の引く所によれば、道宗期に集中している。

12 三上次男・外山軍治「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛乱」（『東洋学報』二六―三、四、一九三九）

13 先掲野上氏「二税戸攷」の註5参看

14 野上俊静「金帝室と仏教」（一九三四、『遼金の仏教』所収）、拙稿「金朝の宗教政策」（『東海女子短期大学紀要』一一、一九八五）

15 野上俊静「金の財政政策と宗教々団」（一九三九、『遼金の仏教』所収）

16 先掲拙稿「金朝の宗教政策」

17 拙稿「金大定二十年の寺観等存留制限」（『印度学仏教学研究』二七―二、一九七九）

18 『金史』卷四六、食貨志戸口の条

大定二十六年、命宰臣禁有禄人一子、及農民避課役、為僧道者、この記事によると「議罷僧道奴婢」とあり、「若寺観物力」とあって、

仏寺の外に道観にも二税戸が居たような話がされている。

20 小川裕人「金代の物力銭に就いて」（『東洋史研究』五一―六、六一―六、一三、一九四〇―四一）

21 『金史』卷九二、徒单克寧伝

22 外山軍治「章宗収蔵の書画について」（一九五七、『金朝史研究』所収、一九六四）など参看

23 註15参看

24 中華書局本『金史』の校勘記によって「北京路」の「京」字の脱落を補う。

25 契丹人徳寿らの反乱については外山軍治「金朝治下の契丹人」第五章（『金朝史研究』所収）を参看

26 三上次男「金代中期に於ける猛安謀克戸」、一九三七（『金史研究』三所収、一九七三）

27 小論は野上・田村両氏の研究を基礎にして、より細い部分に踏み込もうとしたものであるが、その結果基本的な箇所にも若干見解を異にする所が出てきた。ただ一々そうした差異を述べることは紙面の制約からも

不都合であるので、省略に従ったことをお断りしておく。

（一般教育、東洋史学）

驗、其主自言之者、及因通檢而知之者」という基準が、いくら好意的なものであつたとしても、その恩恵に与れなかつた者はまだまだいたであろう。何とかして二税戸を自分のものにしてしまおうとする所有者らが、おいそれと認めるとは思われないうし、通檢をごまかす方法などいくらもあつたであろう。また明昌二年にも更めて解放が行われたが、「量存口数、余悉官贖為良」と云うように、一部意図的に奴婢のまま放置された者のあつたことが明白である。

たとえ解放されたとしても、二税戸に明るい将来がもたらされたとは言ひ難い。寺領から出る者にはこれから耕作していく土地が必要である。国がそれを支給したか否かは不明である。しかし仮に支給されたとしても、それは極めて質の低いものであつたに違いない。なぜなら当時の土地事情が非常に悪かつたからである。その辺については三上次男氏の研究<sup>(26)</sup>に詳しいので省略するが、当時は支配階層である女真ですら良好な耕地が得られなかつたのである。もし適当な土地が見つからなければ、どこか豪族等の領地に入るなどして生計を立てなければならぬ。そうしてみると先掲した食貨志戸口、明昌元年六月の条に「此後為良為驅、皆從己斷為定」とあるのは、実は二税戸にとって大へん酷な選択を求めたものであることが分かる。二税戸にとつてみれば不当な扱いを受けた寺から早く立ち去つて、自分の道を歩みたかつたに違いない。しかし土地がなかつた。行く処がなければそのまま寺の下に居て働き続けるしかないではないか。二税戸のこれ以後の動向を伝える資料はない。彼らがどうした道を選んだのかは不明である。しかしいずれにしても苦難が待ちかまえていたことであろう。

二税戸の名は元代には無い。二税戸が消滅したのは金元の交代期の

ことに相違ない。支配民族の交代、身分秩序の激しい変化、こうしたことに度々遭つては、細々とした制度の存続は難しい。まして寺院側がこうした機会を見のがしはしない。良民権を復活したとはいへ、依然として寺院下で働いていたのでは、時が経ち世代が変るうちにその身分立場が再び不安定になつていくことは避けられない。寺が彼らを占有物にしようとするれば、あとは適当な機会に乗ずればよいのである。遼金の交代時に行われたのと同じ事が、きつとそこでもくり返されたのである。<sup>(27)</sup>

#### 註

- 1 田村實造「契丹仏教の社会的考察」、『大谷学報』一八一、一九三二
- 2 野上俊静「二税戸攷」、『大谷学報』二二一、一九四一、『遼金の仏教』所収、一九五三
- 3 田村實造「中国征服王朝の研究」上、第六章第三節、一九六四
- 4 二税戸については塚本善隆氏をはじめとする諸氏によって、北魏の僧祇戸とよく似ていることが指摘されている。塚本善隆「北魏の僧祇戸・仏図戸」(『塚本善隆著作集』二所収、一九七四)
- 5 『金史』卷六 世宗紀  
(大定八年正月辛未) 謂秘書監移刺子敬等曰、：至於仏法、尤所未信、梁武帝為同泰寺奴、遼道宗以民戸賜寺僧、後加以三公之官、其惑深矣、
- 6 遼代仏教の事情については、神尾弼春『契丹仏教文化史考』(一九三七)、野上俊静「遼朝と仏教」(一九三三)、「遼代社会に於ける仏教」(一九三四、『遼金の仏教』所収)等の論著に詳しい。
- 7 河上光一『宋代の経済生活』(一九六六)など参看。
- 8 先掲田村氏「征服王朝の研究」上、第六章第一節
- 9 同右
- 10 先掲野上氏「遼代社会に於ける仏教」によれば、遼の仏教は聖宗・興宗・

わずに民族を限定して「凡契丹奴婢」と語り始める。しかし話の終りを「如此則三十年後、奴婢皆為良」と結んでいる所からすれば、彼はまちがいに時を解放すべき奴婢全体のことを論じているのである。だいたい二税戸全体を論議する中で、一部の民族の事ばかりを云々するはずはない。ということは、つまり何も契丹人に限定したわけではなく、二税戸の全てが或はその大多数が契丹人であったから、こうした表現になったということである。そうしてみれば(三)に於て「二税戸」と言わず「契丹戸之驅奴」と言われているのもすぐ納得がいくであろう。また遼人が寺院に二税戸を贈ったことについて金代大いに非難が集まったとは先述した所であるが、そのことさらに非難が集まった理由は、契丹人が他民族や奴婢ではなく、同じ契丹人の良民を寺に寄進したことに在ったと見れば、よく理解できる。

契丹遼の滅亡、女真金王朝の建設は、従来の身分秩序に著しい変化をもたらした。契丹は一転被支配民に転落し、契丹豪族の荘園は解体されていった。ここに至って奚人や渤海人らより成る二税戸は、おそらく殆んどのが一般民戸に復したと思われる。金代に於て契丹豪族が二税戸を所有していたという記録はないし、また二税戸を奚、渤海族の名でよんだ資料もない。

一方寺院の二税戸は、金代になってもほぼそのまま存続した。彼らが所屬していた寺々が従来どおりの存立を許されたことから、とくに民戸に戻されることはなかったのである。ところが彼らの大多数が契丹人であったことは不幸であった。遼金の交代で被征服民になると、ただでさえ一般民戸に戻り難いところへ追って寺院の謀略が加えられ、彼らの多くが遂に奴婢に陥されていったのである。王朝交代の混乱期

にあつては、契丹二税戸を奴婢化したところで、さして咎められることもなかったであろう。

しかし金は、二税戸については遼の制を受けつぎ、これを戸籍上良民戸として扱った。『金史』卷四六、食貨志 総説の条には、金朝の戸口がこう記されている。

其為戸有数等、有課役戸、不課役戸、本戸、雜戸、正戸、監戸、官戸、奴婢戸、二税戸、

食貨志の説明によれば、このうち官戸というのが官奴婢であり、奴婢戸というのが私奴婢である。そして二税戸はこの両者いずれとも異なるものとして記されている。食貨志の二税戸に関する説明は、先掲の世宗大定二年の条がそれである。要するに、二税戸は良民にして且つ特別な納税形態をもつ戸口として、金の戸制の中に組み込まれたものであった。二税戸の大部分を占めるのは寺領中に在る契丹人であったが、その民族的地位こそ低いものの、良民は良民として扱うべきであるとして、解放論議は行われたのである。

## 五 二税戸 その後

二税戸の解放は世宗・章宗の二代にわたって続き、徐々にその数を減らしていったが、その全てが望みどおりに良民に復帰することはできなかった。金朝の官僚の多くは二税戸の解放に難色を示した。そうした中で事の徹底を進めるのはもとより困難なことである。章宗の大定二十九年には大規模な解放が実施されたが、しかしながら「凡無憑

たはずであるが、特に該当する事実が見当らず、すぐ先頃の解放といえは二税戸の解放であったこと、また一般奴婢のことであれば時議のように鬻散すればよいものを、「余悉官贖為良」と云うように良賤の問題としてとらえていること。以上を考え併せると、前回の解放の恩恵にもれた二税戸のことと推定できる。

この時は、前年に起った契丹人の反乱<sup>(25)</sup>を見て、寺領にまだ多く残されるもと二税戸の契丹奴婢が、将来その解放されぬ不満から徒党を組むのを恐れて、これを転売し分散させようとの提議であった。こゝでもかの完顔襄が異見を唱え、そして章宗は襄の案に従った。ただし襄の方策は前とはやや異っている。「量存口数、余悉官贖為良」とあるように、寺院にどうしても必要な数だけは奴婢として残し、あとは全部放免しようというのである。

しかし襄は以前の二税戸の救済を進める立場から、寺院経済の方を優先する立場へと転換したわけではあるまい。おそらくは、本来奴婢であった者と奴婢化された二税戸とは既にほとんど見分けがつかなくなっており、先に大規模な調査と解放を実施した以上、時議にのぼつたすべての者を放免するのは無理だとの考えに由るものであろう。「量存口数」とは言っても「余悉官贖」とする所に、彼の立場に变りのないことが現れていると思う。

ともかくこの資料は、当時の奴婢化された契丹二税戸らが良民に復帰することを熱望していたこと、また金朝がそうした動静を敏感に受けとめつつも、寺院側を刺激しないようにと苦慮していたことをよく伝えている。この後、心配された事件は起らず、また再び解放意見がもち上ることはなかった。二税戸の問題は、章宗の意志と襄の尽力に

よってかなり解消されたものようである。

ところで右の完顔襄伝には、未解放二税戸が「契丹戸之驅奴」と語られていた。なぜ「二税戸」と言わなかったのか。次にその点について述べようと思う。二税戸の資料の中には、民族名で記されたものが三つある。皆先に掲げたものであるが、便宜上左に列記することにする。

(一) 初遼人掠中原人、及得奚・渤海諸国生口、分賜貴近或有功者、  
：謂之二税戸、

(二) 上封事者言、乞放二税戸為良、省臣欲取公牒可憑為准、參知政事移刺履謂、憑驗真偽難明、凡契丹奴婢、今後所生者、悉為良、見有者、則不得典売、如此則三十年後、奴婢皆為良、而民且不病焉、

(三) 時議以契丹戸之驅奴尚衆、乞尺鬻以散其党、襄以為非便、奏請量存口数、余悉官贖為良、

(一)は遼代の、すなわち二税戸の最も初期に於ける構成民族を伝えている。この記事の解釈には難しい所があるが、奚や渤海ら戦敗者を二税戸にしたという事には疑いが無い。なおその他に女真や漢人も含まれていたであろうことは、先に一言した。(二)と(三)は、かわって金代における二税戸の民族を示すものである。(三)には二税戸の名は見えないが、「契丹戸之驅奴」がそれを指すことは上述したとおりである。(二)にも「契丹奴婢」という言葉が使われてはいるものの、二税戸の放免を論議する場なのであるから、それが二税戸を指すことは明白である。この移刺履の発言は特に注目すべきものである。彼は「二税戸」と言

続きの統括のために、烏古孫仲和と范楫が派遣されることになった。

『金史』食貨志にはこうある。

遂遣大興府治中烏古孫仲和・侍御史范楫、分括北京<sup>(24)</sup>路及中都路二稅戸、凡無憑驗、其主自言之者、及因通檢而知之者、其稅半輸官、半輸主、而有憑驗者、悉放為良、

(戸口の条)

兩人の派遣先が北京路および中都路とされているのは、ちょうどその地域が遼の故地に相当するからである。それはまた一面、金代になつてからは新たに二稅戸が生まれなかつたことを推定させる。

解放に當つて、基準は二つの形に定められた。

一、證明書のない二稅戸について。その所有者が彼を二稅戸であると認めた場合、および通檢によつてそれが判明した場合は、もどどりの二稅を納める形にもどす。

二、證明書のある者について。悉く放免して良民とする。

前者の場合、二稅戸本来の納稅形態にもどすことを記すだけで良民にするとは書かれていないが、しかし賤民のままでは肝心な問題を解決したことはないから、良民にもどしたうえで今までどおり寺に属するものとしたと見るべきである。従つて後者は、良民に復し且つ寺院の束縛からも解き放つて一般民戸にしたと解される。ということは、もちろん現在良民として扱われている二稅戸も、寺から放つということにならう。

この措置の結果は、翌明昌元年に報告された。

奏北京等路所免二稅戸、凡一千七百餘戸、萬三千九百餘口、此後為良為驅、皆從已斷為定、

(『金史』卷四六、食貨志 戸口の条)

この萬三千九百餘口という数は、證明書のあつた二稅戸の数と認められる。判定基準によれば證明書のない者はそのまま寺院に所属することになるのであるから、「解放されたあと、良民となるか寺の驅となるかは各自の選択に任せる」というのは正しく後者に当たる。しかしながら證明書のある者とはいつても、その中には一応良民として扱われてきた二稅戸も含まれているから、その数をさし引くと、奴婢身分にして證明書を有していた者の数はこれよりも更に少ないことになる。これに比べると、そのまま良民二稅戸として寺に留められた者の数はずっと多かつたに違いないが、その数は想像するしかない。

#### 四 再び二稅戸とは何か

さて大定二十九年の二稅戸解放令はかなり徹底したものであつたがそれでもなお主人の自首もなく、通檢によつても認知されず、奴婢のまま残される者が出る。翌々年の明昌二年には、そうした者達の問題が取り上げられた。

(明昌元年十月、契丹德寿等叛)、…明年…時議以契丹戸之驅奴尚衆、乞尺鬻以散其党、襄以為非便、奏請量存口數、余悉官贖為良、上納入、

(『金史』卷九四、内族襄伝)

右に二稅戸という文字はないが、「契丹戸之驅奴」と云うのがそれである。「尚衆」と云うからには、これ以前に契丹人奴婢の解放があつ

且つ大した規模のものでもなかったという証である。

この会議に於いても、二税戸解放の請願に対する重臣らの姿勢は以前と変わる所がなかった。現実に二税戸であったことを示す証文のある者しか許可できないというのである。それに比べると、移刺履の考えは同情的である。しかし履の案でいくと、問題を処理し終えるまでにはかなりの年月を要することになる。そのうえいずれは皆良民となるとはいっても、それは次の世代のことであって、現在奴婢の身に苦しむ者の境遇は何ら改善されないのである。これではいつまで経っても役所へ朝廷へと訴えが持ち込まれることであろう。

納得のいかぬ章宗は、再度策をねらしめた。『金史』の内族襄伝には章宗の即位間もない時に行われたという、僧道の奴婢を罷めんことについての論議が載せられているが、その末に「由是二税戸多為良者」とあって、これが再度開かれた会議のもようである。

章宗初即政、議罷僧道奴婢、太尉克寧奏曰、此蓋成俗日久、若遽更之、於人情不安、陛下如惡其數多、宜嚴立格法、以防濫度、則自少矣、襄曰、出家之人、安用僕隸、乞不問從初如何所得、悉放為良、若寺觀物力、元係奴婢之數推定者、並合除免、詔從襄言、由是二税戸多為良者、<sup>(19)</sup>

〔『金史』卷九四、内族襄伝〕

ところがここに於いて上申された案にも相変わらず消極さが目立つ。徒単克寧の考えはこうである。「寺觀が多数の奴婢を使役するのは以前から続いていることで、急にこれを解放するということになれば社会不安を招きます。もし多過ぎるとお考えであれば、法令を厳に定めて規制されたら自然に減少致しましょう。」

しかし章宗はくり返される消極案には耳を貸さず、結局最も徹底した解放を主張する完顔襄の意見に従った。襄は「出家の人がどうして僕隸を所有する必要がありませんや。どのようにしてそうなったかを問わず、奴婢は悉く解放すべきであります。」と強い調子で上聞し、さらに「奴婢が減ったら、その分だけ資産税を減免すればよろしい。」と、解放によって生じる税制上の問題についても具体策を示した。物力とは物力銭のことで、資産を計って税を課す金代の制である。<sup>(20)</sup>

徒単克寧なる人物は、各地の要職を転任し、契丹人反乱の鎮定にも活躍した世情通であり、<sup>(21)</sup>完顔襄は世宗の不予に、克寧らと共に直して顧命を受けた重臣である。章宗がそうした兩人に対して特に好悪を懐いていたという形跡はない。積極的な策の採用は、章宗自らの強い意志によるものと見てよい。

章宗は金代とりわけ中国文化に傾頭した皇帝として知られ、仏教や道教にも深く心を酔わせた人物である。<sup>(22)</sup>とはいうものの、その治世の初期に於ては基本的に世宗の方針を受けつぎ、宗教界に臨んでは厳しい態度を執った。<sup>(23)</sup>二税戸解放の決定の翌年、明昌元年正月には私度僧を禁止し、同二年には親王や高官が僧尼道士らを家に迎えることを禁止。さらに三年には僧尼道士が父母を拝すべきことを制定するといったように、抑制策を次々に下した。寺領下の二税戸の救済も、これら一貫した施策の一つとしてとらえられる。即位の大定二十九年には、章宗はまだ二十二才という若さである。父世宗の猶予した事を真先の政治課題としたことは、その若さの為せる所であったのかもしれない。

かくて二税戸解放はすぐに実施に移され、現状調査ならびに解放手

たと言つてよい。(14) 金は征服した遼・宋の疆域に栄盛であつた幾多の寺院に対して、その存続を許した。契丹人や漢人は仏教を篤奉し、寺は心の寄り処である。それは彼らの動揺を鎮め、撫慰していくための政策の一つであつた。ところが長く続いた戦乱は、役を避け税を連れようとして僧道となる者を続出させていた。むろんその大多数が私度の僧道である。こうした状況を放置しておけば、国の税収は減少し、巷間には低質の僧道寺観が増えて、好ましくない社会状況を招いてしまふ。(15) 国勢が安定に向つたならば、宗教界に対する肅清策を企らなければならぬ。それに正面から取り組んだのが世宗だったのである。史書に明記されているだけでも、寺観の創建を禁ずる命令がたびたび下され、(16) 大定二十年時には不良寺観の除去までが行われた。(17) また大定二十六年時になると、有祿者の一子および農民らの僧道となることが禁止された。(18)

寺観に肅清を加えるのであれば、奴婢や二税戸解放の遂行もその一つの方法となる。しかし結局世宗はその全面的解放には踏みきらなかつた。それはなぜであらうか。

金代になつて創建された寺も少なくはなかつたであらうが、とりわけ多くの信徒を集め、勢力をもつていたのは、やはり歴史ある立派な寺であろう。それら旧寺の所領には特に大量の奴婢や二税戸が抱えられていた。ということは、奴婢の解放が行われた場合、その影響は新建の寺院に薄く、旧大寺になるほど大きく及ぶことになる。もし奴婢の放免が諸寺全体に施行されたならば、有力寺院からの反発が起こることは必至である。かといつて二税戸の奴婢化された者だけを解放しようとしても、単に社会問題の処理としては済まされない。つまりそ

れによつて経済的損害を被るのはやはり遼代より存する寺院ばかりに偏るし、ひいては元來その寺を奉じてきた契丹人らの心を刺戟することになる。やつと鎮静した彼らの反抗心を再び燃えさせたせては大変である。世宗が宗教界に統制を加えながらも、二税戸の解放に積極的になれなかつた原因は、その及ぼす影響を憂慮してのことではなかつたであらうか。

世宗の代に解放を被つた者は、よほど明確に二税戸であることが認められ、そのうえ幸に熱意ある有司に恵まれたごく少数の者に限られたのである。ただし解放とはいつても寺領から全く放免されたのか、それとも良民の二税戸に復しただけなのか、分明ではない。

### 三 二税戸の解放 章宗朝

二税戸解放の問題は、続く章宗の代になつて再燃する。左はそれについての朝議のもようである。

章宗大定二十九年十一月、上封事者言、乞放二税戸為良、省臣欲取公牒可憑者准、參知政事移刺履謂、憑驗真偽難明、凡契丹奴婢、今後所生者、悉為良、見有者、則不得典売、如此則三十年後、奴婢皆為良、而民且不病焉、上以履言未當、今再議、省奏謂、不拘括、則訟不絶、

〔金史〕卷四六、食貨志 戸口の条

この時点に至つて初めて解放に関する具体的な方法が論議されるということ、これまでの解放が綿密な検討の上に行われたものでなく

致美、致美上章、大略謂、天子作民父母、当同仁一視分別輕重、乃胥史舞文法之敝、陛下大明博照、豈可使天下有一民不被其沢者、且沙門既謂之出家、而乃聽其與男女雜居乎、書奏、宰相持不可、世宗詔致美、與相詰難、致美伏御座前曰、前日車駕幸遼東閭山寺、曾供從官一宿之具、寺僧物、陛下無以此直寺僧、而使三百家受屈、世宗大笑曰、李晏劫制我邪、即日免之、

（『中州集』卷二、李晏伝）

ここには閭山寺に隸役する二税戸の解放を願ひ出た時の情況が記されている。致美は李晏の字である。「大定初」というのは大定二年をさし、その後「何年も解放を賜るよう訴えたが官庁は受け入れてくれず、こんどは致美に訴えた」とあるから、閭山寺の二税戸は、その数年後に解放されたことになる。しかしながら「大定初、一切免為民」の後に願ひ出された件である。大定二年の令に懸からなかつた奴婢的二税戸が、幸運にも熱心に面倒をみてくれる人物を得て、特別に追加解放を許されたということであろう。

台寺に相手にされず、この訴えが李晏のもとに持ち込まれたということは、先程の上奏文からしても、彼が二税戸の解放に携つた中心人物であつたことを推察させる。彼が何故そうした尽力を行うに至つたかは分らないが、閭山寺二税戸の解放になかなか許可が下りぬ時に見せた態度は、その並々ならぬ熱意を伝えている。

しかし李晏らが熱心に執拗に請願し続けたというのは、裏返せばそれだけ願ひが容易には聞き届けられなかつたということである。晏の奏文中に「訴者積年、台寺不為理」「胥史舞文法之敝」とある所、そしてその上奏に対して宰相が堅く不可を持したこと、そしてまた宰相

の反対意気におされた世宗が、晏を招して詰難せしめた事等々、それらは全て金朝諸官のみせた二税戸解放反対の意志に外ならない。官吏ばかりではない。世宗自身でさえ、一応解放に許可を下したものの実はさほど乗り気ではなかつたようである。そもそも晏の上奏に対する世宗の態度に煮えきらないものがあるし、先掲食貨志の文中に「上素知其事、故特免之」とある所からも、「本来なら問題にしない事だが、この度は特別にはからつて」という帝の心裏が読み取れる。

朝廷の態度がこれであるから、解放命令が下されたとはいうものの、その程は察せられるというものである。例えば先掲『中州集』の文には「閭山寺の二税戸は、租を納めていないから免例に入れられなかつた」とあつた。食貨志には「有援左證以告者、有司各執以聞」とあるように、たとえ現在奴婢化されて国に租を納めていなかったとしても二税戸であると証する文書さえ持つていれば免ずるといふ基準が設けられたようであるから、彼らにはきつとその証文がなかつたのである。しかし既に奴婢身分に陥されていながら、尚も本来の身分を主張できる者が果してどれ位いたであろうか。いや、その証明書自体に常に確実な効力がないからこそ、彼らはいつの間にか奴婢化されてしまつたのである。たとえ証文があつたところで、それをもとに訴え出ようとするれば、寺側がそれを放っておきはしない。解放に関する基準は、二税戸にとつてはかなり厳しいものであり、彼らの良民復権への道は現実的にほとんど閉ざされていたと言つてよいであろう。

二税戸の解放が徹底して行われなかつたことによつて一番助かつたのは、もちろん寺院である。しかし、かといつて世宗が諸寺院を厚遇していたのかといえ、決してそうではない。むしろ抑制を加えてい



ある。

『中州集』李晏伝と『金史』食貨志との間で二税戸の説明に違いがあるのは、多分建國期より寺院二税戸発生に至るまでの時間の差によるものであろう。前者は戦後の占領地政策ならびに論功報賞のために二税戸が発生した事を説き、後者は有力者の篤い仏教信仰によって始まったものと説明する。二税を要求する形が建國の当初に始まったのに比べると、契丹の仏教信仰が盛んになり多数の寺院が建立されるのはまだ暫く後の事である。<sup>(10)</sup> 寺院への二税戸寄進が始まるのは、何時とは明言できないが、理としてそれより後の事に違いない。<sup>(11)</sup> 寺院に贈られた者達が何故二税を納めることになったのか、先には税制の面から推測してみたが、ここで更に、それが建國期より行われた二税戸の制を引き用いたものであろうことを付け加えたい。そう解釈すれば両資料の違いが、ひいては二税戸の発生と発展の過程がうまく捉えられるように思う。

## 二 二税戸の解放 世宗朝

金代に入ると、遼の遺制である二税戸の存在が社会問題によって表面化する。

世宗大定二年、詔免二税戸為民、……遼亡、僧多匿其実、抑為賤、有援左證以告者、有司各執以聞、上素知其事、故特免之、

(『金史』卷四六、食貨志 戸口の条)

それは身分を賤に陥された寺院二税戸が頻りに良民への復帰を訴え出

たことに始まる。彼らは遼金交代の混乱期に、寺の計謀によって奴婢にされてしまったのである。良と賤では社会的立場に於て著しい差がある。彼らは奴婢として使役されることに我慢がならなかった。「担当役人が執拗に上奏した」とあるように、その忿懣はかなり高まった状態にあった。

世宗は、請願のあったそれら二税戸の放免を許した。大定二年といえば、金の国力の最も充実した時期にさしかかっており、前代の海陵王の南伐政策に際して起った契丹人等の反乱も終結に向かった年である。<sup>(12)</sup> この時に二税戸の解放を唱えた役人の中に、名の明らかな者が一人ある。御史大夫の李晏である。『金史』李晏伝には彼の上奏文が載せられてこうある。

初錦州龍宮寺、遼主撥賜戸民、輸税于寺、歳久皆以為奴、有欲訴者、害之島中、晏乃具奏、在律、僧不殺生、況人命乎、遼以良民為二税戸、此不道之甚也、今幸遇聖朝、乞斥積為良、世宗納其言、於是獲免者六百余人、

錦州龍宮寺は遼皇帝の行幸を賜った大寺である。<sup>(13)</sup> その二税戸に対する監理は極めて嚴重であった。二税戸が己の窮状を訴えようにも「有欲訴者、害之島中」というのでは、その手だてを得ることすら容易でない。龍宮寺から解放された二税戸は六百余人であったと云うが、その他にも多数の奴婢が居たことであろう。大きな所領をもつ寺院がその労働力の確保に腐心していた様をうかがうことができる。

李晏の上奏はもう一つ『中州集』の中にも見える。

……二税戸、大定初、一切免為民、閭山寺僧、賜戸三百、与僧共居、供役而不輸租、奴不在免例、訴者積年、台寺不為理、又訴於

て見れば、そうした二税の形が生まれたこと自体、遼代の寺院に不輸権のあったことを示していると言えよう。

ところで二税戸の由来を述べる記事が、もう一つ『中州集』巻二の李晏伝にある。

初遼人掠中原人、及得奚・渤海諸国生口、分賜貴近或有功者、大至一二州、少亦数百、皆為奴婢、輪租為官、且納課給其主、謂之二税戸、

ここに見えるのは「初遼人掠中原人」と始められるように、遼の建国当初から二税戸とよばれていた者である。先掲食貨志中のそれよりも時間的に古く、寺とは特に関係をもたない。契丹が建国期に奚や渤海人らと交戦し、これを捕虜としたことは『遼史』に頻りに見える。そしてそれら敗北の衆は、契丹の貴近や有功者の間に分配賜与されて二税戸になったという。記事には見えないが、その中には女真人や漢人も若干含まれていたかもしれない。

しかし「皆為奴婢」の四文字には要注意である。これをそのまま受け取って下へ読んでいくと、二税戸は奴婢の身分として官と主人の両方に税を納めたことになり、先に二税戸は良民であると述べた所といささか異なることになるからである。確かに戦争の結果、敗者が勝者の鹵獲物となり、奴隸化されるのは古来の常態である。しかし一旦賜与して某者に私奴婢として隷属させた者から、なおも国が税を徴するというのは奇妙である。また「賜与された数は大は一二州、少ない場合でも数百であった」と云うが、実際それほど多くの者が全員奴婢にされたのであろうか。

戦争で降服した者達は、常にその全てが奴婢にされるかというのと、

必ずしもそうではない。戦争当初の捕獲数の少ない内ならまだしも、戦も終盤となり敵地を占領するような段階となると、その数は時として己を遙かに上回ることになる。大量の敵人を隷従させるのは、困難なばかりか危険をすら伴う。そうした場合には、大抵は諸地に移住させて勢力を分散させたり、羈して精神的圧迫感を柔げるといった策がとられる。数に加えて文化の面でも己より優位にある諸民族を征した契丹の場合も、また同様であったと思われる。『中州集』に「大至一二州、少亦数百」とあることについては、やはり田村氏が言われるように「実は奴婢ではなく頭下州下の領民」<sup>(8)</sup>であって、各地で監視を受けつつ生活を営むことになった敗北民族の良民戸と解釈すべきである。従って「皆為奴婢」とは、皆が私奴婢にされたというのではなく、被征服者である彼らの低い立場を表現したものと考えたい。

それでも尚も「奴婢」の二字にこだわって、彼らを官賤民であったと解することもできない訳ではない。つまり二税戸という称は同じでも賤民と良民の両者が並存したと考えるのである。しかし右の『中州集』の記事は、後掲する閻山寺二税戸の解放を語る文の導入部分なのである。従って文脈からいけば、豪族所有の二税戸を寺院の二税戸とは必ず相い関連するものと見なければならぬ。とすれば、この被征服民の二税戸らも、寺院二税戸同様に良民であったと考える方が自然であろう。再び田村氏の研究に依れば、「頭下州下の二税戸の法的支配権は国の手中にあったものの、その領主は行政上、経済上、軍事上の絶大な権限を有していた」<sup>(9)</sup>という。つまり二税戸の所有権の比重が領主の方により大きく在ったとの解釈である。今残る資料による限りでは、彼らは私奴婢でも官奴婢でもなく良民であったと見るべきで

ふつう寺院に寄贈される戸口は賤民すなわち奴婢であるが、二税戸は良民であった。そこに二税戸の特徴の一つがある。民戸を贈るといふ行為に対して、金代になると極めて強い調子で非難が加えられた。

右の文中には「初遼人 仏尤甚、多以良民賜諸寺」とあり、また後掲する『金史』李晏伝には「遼以良民為二税戸、此不道之甚也」とある。

また金の世宗は、その非を梁の武帝の捨身に比して咎めている。(5)

後世かくも酷評される行為が遼人の間で行われたのは、その熱烈な仏教信仰の然らしめた所なのである。遼には各地に多数の寺々が薈を連ねていた。(6) 盛大な仏事が催され、幾多の財資が寄進された。そうした中に在っては、どうしても各寺院および各信徒の間で、競って勢力の誇示伸張が行われるものである。その中でとりわけ己が寺、己が信仰心の優越を示そうとすれば、他にはない特異な事を行う必要がでてくる。寺に良人を贈るといふのも、正しくそうした行為の一端としてとらえることができよう。征服王朝である遼の治下であるから、奴婢の数に不足することはなかったであろう。しかも寺にとってみれば、良民よりも奴婢を贈られた方が得なはずである。良民を寄進されたところで税の一半しか得られないが、奴婢であれば全く己の所有物となるのである。それなのに敢て良民の寄進が始まり、そのまま遼土に蔓延していった。これはやはり寄進者には賤ならぬ良民を寄進したという格別の満足感を、そして寺側には良民を驅奴の如く使役するという榮譽心をもたらしたればこそそのことと考えられる。

なお二税戸の中には、強制的ではなく自ら望んでなった者も居たかもしれない。二税戸がそれまで属してきた豪族の下で如何なる境遇にあり、如何ほどの権利を有していたかは定かでない。とはいえ良民

なのであるから、全く隷従していたわけではあるまい。彼らがそこに働く者達の中から選び出される際、自らすすんで選に加わった者も居たであろうことは、当時の人々の篤い信仰心からすれば可能性十分である。

さて彼らが租税を二箇所に納めることになった由因については、これも明確な資料がないのであるが、こう考えてみたらどうであろうか。これまでの諸研究によると、中国の莊園は大抵課税の対象となり、不輸不入の権はなかったとされるが、ただ寺領に対して税が課されたか否かについては今だに論議が交わされているようである。それをここでは遼代の寺には不輸権があったと仮定し、そこに良民が贈与されたと考えてみるのである。

一般的にいわれる豪族の莊園で働く者の租税は莊園を介して国の方に納められる。(7) たとえその労働人戸が寺領へ寄進されたとしても、寺にも税が課されてさえいけば今後は寺を通して納められることとなり、国には尚も税収入がもたらされるのである。しかしながら遼代の寺院に不輸権があったとすれば、国の税収はそこで消えてしまうことになる。戸籍上明らかに把握され所定の納税義務を負った良民戸が、寺院に贈られ吸収されるというのは、初め数の少いうちならまだ特別の許可も下せようが、それが次第に増加していくとなると、いくら仏教を篤奉する契丹王朝としても困ったことになる。そこで国にとつて損失がなく、なおかつ寄進者にも満足を与える方法を案出するとすれば、寺領に働く身とはなっても今までどおり彼らに国税を納めさせ、寺の方には従来莊園の主人に渡していた分を入れさせるといふことになる。いささか単純ではあるが、こうした推測が成り立ち得る。翻っ

# 二税戸小考

今井秀周

はじめに

- 一 二税戸とは何か その発生過程
- 二 二税戸の解放 世宗朝
- 三 二税戸の解放 章宗朝
- 四 再び二税戸とは何か
- 五 二税戸 その後

## はじめに

二税戸というのは、遼に始まる特異な納税形態をもつ戸口である。

しかしその名は遼代の記録にとどめられることはなく、次の金代に至って、初めて史料中に姿を現わす。その存在が金朝の社会問題となり、長期に亘って尾を引いたためである。

それゆえ二税戸に関する研究は、自と金代に於ける諸問題の検討から出発することになる。最も夙く二税戸についてふれたのは、田村實造氏の「契丹仏教の社会史的考察」である。(1) 論題の示すように、遼の仏教について述べられたもので、二税戸については金代の資料をもとに、遡って論じられた。金代の二税戸を扱ったものは、野上俊静氏の「二税戸攷」(2)である。これには二税戸の名の見える資料の大部分が引かれ、最も詳しい論文である。

ところがこの後二税戸を論じたものはいえ、田村氏が野上氏の論考を参照しつつ前稿を改編された『中国征服王朝の研究』上冊中の一部ぐらいで、(3)外には絶えて見当たらない。しかし二税戸の問題は金の社会事情、寺院経済などと深く関わる興味あるものだけに、誠に寂しい状況のように思われる。

小稿は、資料を再三に読んで得られた陋見を、先学の研究に依りつつまとめてみたものである。限られた資料ではあるが、子細に見ていくとまだまだ検討の余地がありそうである。中には強引過ぎかと自省する所もないではないが、今後へ問題提起の一つにでもなればと思う。

(4)

## 一 二税戸とは何か その発生過程

まず初めに二税戸とは何かを述べなければならない。『金史』食貨志に説明される所はこうである。

初遼人 仏尤甚、多以良民賜諸寺、分其税、一半輸官、一半輸寺、故謂之二税戸、

(卷四六、戸口の条)

すなわち二税戸とは、熱心な仏教信者である契丹人が冥福を得んがために諸寺に寄進した良民戸で、その税の一半を国へ、一半を寺へ納めたことからそう名づけられたものである。寺院に民戸を賜うからには、その寄進者はかなり裕福な者であったに違いない。二税戸は、もと貴族や豪族の領下で労働に従っていた民戸であったのである。